

# 平成26年度 短期財源率、介護財源率について

## ～短期財源率、介護財源率ともに上げ～

短期財源率 95.04% → 98.00% (+2.96%)  
 介護財源率 10.40% → 11.36% (+0.96%)

短期給付事業は、組合員及びその家族（被扶養者）の方の医療費や、休業された場合の休業補償等の他、介護保険法に基づく介護納付金事業も行っています。その財源は、組合員皆様の給料及び期末手当等から控除される掛金と、地方公共団体からの負担金となり、掛金及び負担金の率を合わせたものを財源率といいます。

本年度の短期経理の収支状況は、この短期に係る財源率を95.04%、介護に係る財源率を10.40%として運営し、当初の予算では約1,800万円の当期損失金を見込んでおりましたが、平成25年7月からの給与の特例減額措置の影響から現時点（平成26年2月）では約1億3,200万円の当期損失金の見込みとなっています。

来年度は、給与の特例減額措置が終了する予定ですが給料・期末手当等の大幅な改善は見込めず、その一方で医療給付、高齢者医療制度等への拠出金等などの支出の増加が見込まれます。このため、財源率を引き上げないと多大な損失金が発生し、積立金のほとんどがなくなってしまいます。

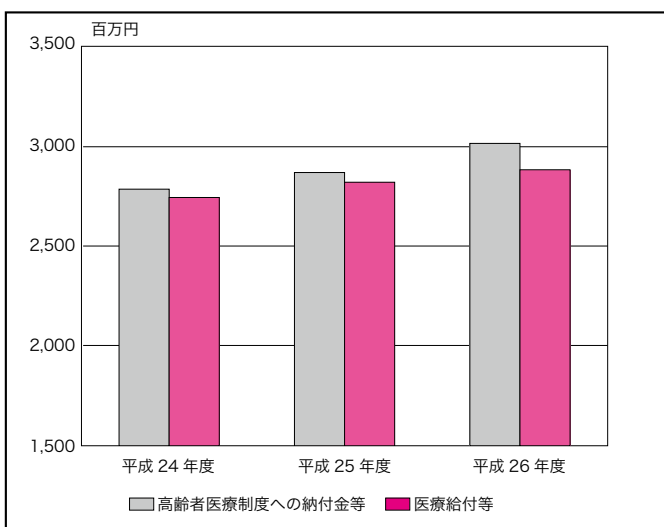
このため、来年度は短期財源率を98.00%に、介護財源率を11.36%に引き上げることとし、組合員に諮り承認されました。

### ○短期財源率引き上げの主な要因

- ①医療給付等(医療費)の増加(平成25年度より約6,400万円の増加)
- ②高齢者医療制度等への納付金・支援金等の増加(平成25年度より約1億4,000万円の増加)

組合員の皆様には大変な負担増となりますが、共済組合では引き続き医療費増嵩対策に取り組むとともに、医療費の適正化に努めてまいりますので、短期給付財政の安定的な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

### 高齢者医療制度への納付金等と医療給付等の推移



※高齢者医療制度への納付金等とは、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金の合計

### 平成26年度の掛金額(例)

#### ○一般職で

給料月額：312,000円  
 期末手当等年額：1,320,000円の場合

#### 【短期分】

給料(1ヵ月) 19,110円(578円増)  
 期末手当等(年) 64,680円(1,954円増)

年間 294,000円(8,890円の負担増)

#### 【介護分(40歳以上)】

給料(1ヵ月) 2,215円(187円増)  
 期末手当等(年) 7,497円(633円増)

年間 34,077円(2,877円の負担増)

※( )内は平成25年度との比較